(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項 (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記) 該当事項はありません。

(当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動) 該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

税金費用の計算

税金費用については、当四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用 後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。なお、見 積実効税率が使用できない一部の連結会社については法定実効税率を使用する方法によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務

従来は、工事完成基準を適用していた契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約について、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合は、工事原価総額の見積りに対する発生原価の割合に基づき収益を認識する方法に変更し、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識する方法に変更しております。

(2) 代理人取引

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引については、総額で収益を認識する方法から純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は4,082百万円増加し、売上原価は4,575百万円増加し、販売費及び一般管理費は62百万円増加し、営業利益は555百万円減少し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ458百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,708百万円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症(以下、本感染症)の拡大により、各国で過去に前例のない規模で経済活動が制限される中、当社グループにおいても納期延伸、設備投資抑制等の影響を受けております。本感染症は経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、また、今後の広がり方や収束時期を予想することが非常に困難なことから、当第1四半期末時点で入手可能な情報に基づき、当連結会計年度の一定期間にわたり当該影響が継続するとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

(製品不具合に係る偶発債務)

当社は、パワー半導体の特定分野向けの一部の製品の不具合対策費用の支出に備えるため、当第1四半期連結会計期間末において製品保証引当金10,655百万円を計上しております。当該製品保証引当金は、顧客の設備の用途及び使用条件等に基づき合理的と考えられる方法により見積り計上しており、当該見積りに反映されていない事象が発生した場合、追加で損失が発生する可能性があります。

(セグメント情報)

- I 前第1四半期連結累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)
 - 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	パワエレシ ステム エネ ルギー	パワエレシ ステム イン ダストリー	半導体	発電プラン ト	食品流通	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高									
外部顧客への売上高	37, 783	55, 432	34, 282	15, 560	18, 954	6, 832	168, 844	_	168, 844
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	597	2, 514	725	96	67	5, 345	9, 346	△9, 346	_
計	38, 380	57, 946	35, 007	15, 657	19, 022	12, 177	178, 191	△9, 346	168, 844
セグメント利益 又は損失 (△)	1, 189	△1, 373	2, 747	896	△179	317	3, 598	△1, 162	2, 435

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融サービス、不動産業、保険代理業、旅行業及び印刷・情報サービス等を含んでおります。
 - 2. セグメント利益又は損失の調整額△1,162百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,130 百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であり ます。
 - 3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失と調整を行っております。
- Ⅱ 当第1四半期連結累計期間(自2021年4月1日 至2021年6月30日)
 - 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	パワエレシ ステム エネ ルギー	パワエレシ ステム イン ダストリー	半導体	発電プラン ト	食品流通	その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高 外部顧客への 売上高 セグメント間の	46, 800	58, 835	43, 484	11, 950	21, 998	6, 888	189, 958	-	189, 958
内部売上高又は 振替高	617	3, 733	1,045	1	56	5, 448	10, 902	△10, 902	_
計	47, 418	62, 569	44, 529	11, 952	22, 055	12, 336	200, 861	△10, 902	189, 958
セグメント利益 又は損失 (△)	1, 097	224	5, 553	△673	210	469	6, 882	△1, 583	5, 299

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金融サービス、不動産業、保険代理業、旅行業及び印刷・情報サービス等を含んでおります。
 - 2. セグメント利益又は損失の調整額△1,583百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,575 百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であり ます
 - 3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益又は営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの名称変更)

当第1四半期連結会計期間より、従来「電子デバイス」としていた報告セグメントの名称を「半導体」に変更しております。報告セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

なお、前第1四半期連結累計期間の報告セグメント情報についても、変更後の名称で開示しております。

(収益認識に関する会計基準等の適用)

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間におけるセグメントごとの売上高は、「パワエレシステム エネルギー」で1,563百万円増加、「パワエレシステム インダストリー」で1,386百万円増加、「半導体」で60百万円減少、「発電プラント」で1,755百万円増加、「食品流通」で424百万円減少、「その他」で138百万円減少しております。また、セグメント利益又は損失は、「パワエレシステム エネルギー」で249百万円減少、「パワエレシステム インダストリー」で186百万円減少、「半導体」で41百万円減少、「発電プラント」で63百万円増加、「食品流通」で135百万円減少、「その他」で4百万円減少しております。